

平成 30 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 30 年 4 月 25 日天草市役所別館 A 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

4 番	中村三千人君
-----	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤本 寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒木賢司	参 事	松 本 馨
主 任	寺澤大介	主 査	大 林 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 19 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
日程第 5	議第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議第 21 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 7	議第 22 号 非農地通知書交付申請について
日程第 8	議第 23 号 特定農地貸付けに関する変更承認について
日程第 9	報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 00 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 4 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。私達も今年度が最後の年となりました。これまで以上に審議等に力を入れていただきたいと思います。それでは、本日もよろしくお祈りします。

○事務局（藤本寿君） ありがとうございます。本日は、4 番中村委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、6 番黒川委員、7 番松下委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 17 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 1 ページ目をご覧ください。1 番について説明します。五和町の譲受人は、旭町の譲渡人より、本渡町の畑 292 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北東へ約 0.5km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはサトウキビを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、亀場町の田 429 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地に野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の畑 464 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した東向寺付近、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 2 ページ目をご覧ください。1 番について説明します。転用者は大阪府の個人外 1 名で本渡町の畑 546 m²を貸駐車場とする案件です。スクリーン

をご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要があるため、22台分の貸駐車場とする計画です。資料③の2ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に盛り土をして一部駐車場として利用しているため、始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は宮地岳町の個人で宮地岳町の畑426㎡に個人住宅を建築する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳町コミュニティセンターから西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居の老朽化が進んだため、新たに平屋の住宅1棟、2台分の車庫及び庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため、始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は福岡県宗像市の個人で、久玉町の畑941㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色

着色部分です。黄色で着色した牛深高校から南東へ約1km、青色で着色した国道266号線の南東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は、遠方に住んでおり、維持管理が困難な状況にあります。申請地付近に水産加工場があるため、業務用の大型トラック4台、乗用車4台の駐車場、残地を転回スペース、作業場等として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。申請地は、平成30年2月23日に農用地区域から除外された農地です。転用者は新和町の個人で、新和町の畑394㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約3.1km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地付近にある事業所の敷地が県道拡幅工事に伴い不足するため、10台分の駐車場を整備し事業所への貸駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第19号、農地法第5条事業計画変更承認申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） この案件につきましては、次の議案第20号の1番と関連する案件ですので、まとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（大林喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

この案件は、平成28年8月25日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた、河浦町の農地8,061㎡に太陽光発電施設を設置する計画の内容を変更したいというものです。転用者は東京都の法人で、河浦町の田1,328㎡に地上権の設定をして太陽光発電施設へ転用する案件です。計画変更の理由は、当初予定していた計画地の隣接所有者から土地の提供について、同意が得られたため、パネル設置計画を見直すこととなり、今回申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから西へ約1km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル240枚を今回申請で追加し、1,968枚設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の4ページをお開きください。1番については、先ほど説明しました通りです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は小松原町の法人で、八幡町の畑 826 m²を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所別館から南へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、賃貸住宅の需要が見込めるため、3 階建てのアパートを 2 棟、24 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は八幡町の個人で、八幡町の畑 178 m²に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所別館から南へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、今後、社を管理していかなければならないため、神社の近くに家を建てたいので、住宅を 1 棟建築し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に神社の一部として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の5ページをお開きください。4番について説明します。

転用者は本渡町の個人で、北原町の畑 789 m²を使用貸借権により借り受け、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所別館から南西へ約 0.8km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいは手狭で不便なため、平屋の住宅 1 棟、農業用倉庫 1 棟、2 台分の駐車場、及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に一部転用してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。転用者は本渡町の個人で、亀場町の田 1,006 m²を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センター付近、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在利用している資材置場が不足しているため、石材、墓石等梱包製品等の資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に砂利等が入れているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 6番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑20㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域医療センターから北へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住宅が敷地境界ぎりぎりまで建っているため、宅地拡張し庭として利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 7番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑490㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため住宅を1棟、残地を3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 資料②の6ページをお開きください。8番について説明します。

転用者は本渡町の法人で、本町の田76㎡を売買により取得して車両置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南西へ約0.5km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、空港に近く、県道にも面し、レンタカー車両置場として最適との理由から3台分の車両置場、残地にテナ事務所1棟を設置し、利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 9番について説明します。転用者は下浦町の法人で、下浦町の畑80㎡を贈与により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南西へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の南西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、神社への通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に通路として利用しているため、始末書が添付してあります。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 10番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の田854㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したえびすビーチから西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、養殖イセスやフロート、アンカー、網等の資材置場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番(小堀田幸一君) 10番小堀田です。先ほどの写真で、小屋のような建物がありましたが、申請地の敷地内にあるのでは。もしそうなら始末書が必要だと思いますが。

○事務局(寺澤大介君) 敷地内に建っていますが、200㎡未満の農業用倉庫でしたので許可が不要です。なので、始末書の添付は求めていません。

○10番(小堀田幸一君) 分かりました。

○議長(鶴田雄士君) 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 11番について説明します。転用者は本渡町の個人で、河浦町の畑662㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧河浦高校から南東へ約0.4km、青色で着色した県道新合高浜港線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光

発電施設を設置し売電したいため、太陽光パネルを 216 枚設置し利用する計画です。資料③の 5 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 21 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 資料②の 7 ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が 19 件、再設定の計画が 4 件、転貸 2 件、合計 25 件で、総面積は 68,039 m²となっております。転貸の 2 件は、農地利用集積円滑化団体、あまくさ農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 25 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（寺澤大介君） 日程第 7、議第 22 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 17 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が 4 件、有明町が 1 件、倉岳町 1 件、筆数は全体で 9 筆、面積は合計で 4,600 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 7 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。また、今回は資料③の 8 ページから農林水産省からの判断基準も載せていますが、10 ページ目の真ん中、第 4、その

他の2のところに農業委員会は、農地法第4条、第5条に違反すると認められる場合は「農地」に該当するか否かの判断を行わないとしてあります。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が2番から4番の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番になりますが、鶴田会長と現地を確認したところ造成等の転用行為がなされていると見受けられたため、非農地か否かの判断はせず、現況地目欄は空けております。それでは5番の地図です。航空写真です。現地の写真になります。ここは動画もあります。次が6番の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番、9番の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。ここは山林化しているように見えず、道路沿いであったため現況地目欄は畑と記載しております。次は動画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番（稲田秀敏君） 2番稲田です。8番、9番についてですが、ここは、2、3年前にも申請があって、その時も非農地として認められないと判断されたところです。申請地の一部は、その先にも農地があり、その農地へ行くための通路として利用されていますが、その他の部分はまだ畑でした。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見はありませんか。
（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議第23号、特定農地貸付けに関する変更承認についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 資料④をご覧ください。農業振興課からの特定農地貸付（市民農園）に関する変更承認です。一つ目が天草市特定農地貸付規程の変更、二つ目が特定農地貸付の用に供する農地の所在及び面積の変更です。変更理由は一部農地について、市民農園の利用を廃止し、農地所有者に返還するためです。法的根拠といたしましては「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令」の第四条「特定農地貸付について法第三条第三項の承認を受けたものは、当該承認に係る特定農地貸付について同条第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、農業委員会の承認を受けなければならない。」

となっています。次のページをご覧ください。これは天草市特定農地貸付規程の抜粋です。変更箇所は第3条の貸付対象農地の最後の方の文言の別表です。この別表の説明が次の3ページからです。天草市には、ご覧の通り4か所の市民農園が、楠浦、亀川、今釜、牛深にあります。今回はこの中の楠浦、亀川そして今釜町の一部が所有者に返還されます。スクリーンをご覧ください。これが楠浦の周辺の地図です。赤線の囲われているところが変更になります。続いて亀川の周辺の地図で。赤線で囲われているところが変更になります。続いて今釜町の周辺図です。赤線で囲われているところが変更になるところです。青線は残るところです。最後に牛深の周辺図です。牛深については筆に変更ありませんが区画の面積が変更になっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、事務局から説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は承認することに決定いたします。

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の最後、18ページをご覧ください。農地利用形状変更届けが3件あり、3件とも本渡町の田を盛土し畑として利用するというものでした。許可不要転用届けは4条、5条ともありませんでした。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

午後4時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 黒川紀世子

署名委員 松下二六一